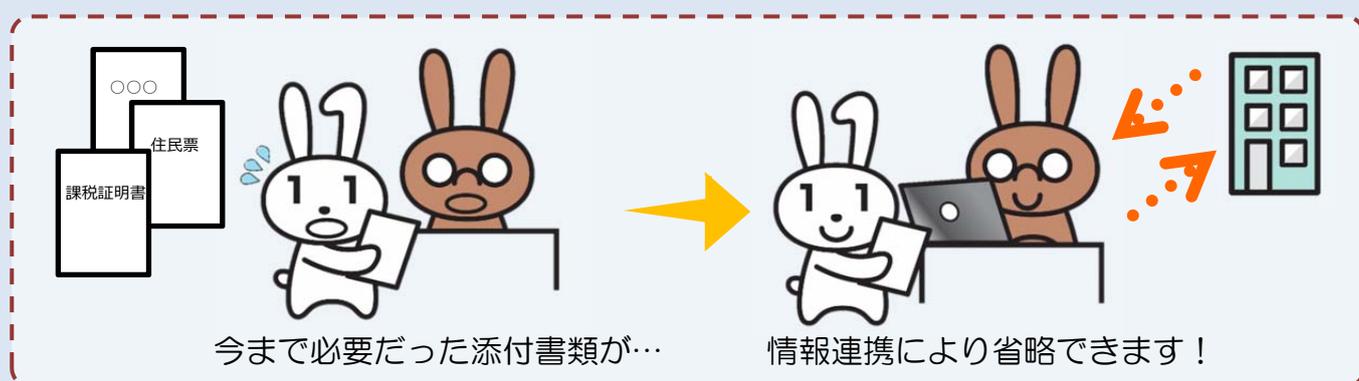


# マイナンバー制度の「情報連携」について

平成29年11月13日（月）からマイナンバー制度における情報提供ネットワークを利用した「情報連携」が全国的に始まりました。これによって、「どのように手続きが変わるのか」や「セキュリティ対策」についてお知らせします。

- 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。
- 各種手続きの際にマイナンバーを申請書等に記入することで、これまで行政機関等に提出する必要があった一部の添付書類を省略できるようになります。
- マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類（マイナンバー確認書類及び身元確認書類）をご用意ください。



※事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。  
※個別の事務手続きの際には、各課の案内を必ずご確認ください。（不明点は事前確認を）

**Q.** どのような手続きで添付書類が省略されるのですか？

**A.** 税や社会保障に関する一部の手続きで添付書類が省略されます。具体的手続きについては、詳しくは内閣府のマイナンバーホームページや各課のホームページをご覧ください。

**Q.** 情報連携の記録を確認することはできますか？

**A.** ウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で確認することができます。マイナポータルへのログインにはマイナンバーカードが必要です。

**Q.** 情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか？

**A.** 情報連携ではマイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止するなど様々な対策を講じています。

**Q.** マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になることはありませんか？

**A.** マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップ等に個人情報が蓄積されることはありません。

お問合せ

マイナンバー  
総合フリーダイヤル



**0120-95-0178**

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30（年末年始を除く）

■紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については

24時間365日受け付けます

内閣官房・内閣府／藤枝市

